

**重要なお知らせ**

**変わります 国民健康保険制度**

**賦課割合と限度額**

これまで、前年の所得に応じた所得割、固定資産税額に応じた資産割、被保険者1人あたりの均等割、1世帯あたりの平等割の4つを合計して保険料を算出してきましたが、今年度から次の通りの賦課割合となります。また、医療保険分の基礎賦課額の限度額が54万円から58万円となります。

所得割	資産割	均等割	平等割
50%	廃止	35%	15%

※変更を反映した各世帯の保険料額は、8月中旬に送付する本算定納付通知書を確認ください。なお、4月中旬に発送する仮算定納付通知書（4～7月分）は前年度の保険料を基にした暫定額です。ご注意ください。

問 市民課保険年金係（内線131）

**保険者の変更**

厳しい財政状況の中、国民健康保険制度を維持していくため、県も保険者となり各市町村と共に運営していきます。

県の役割…財政運営など

市町村の役割…保険料率の決定、賦課・徴収、資格管理 など  
保険料の納付先や、届出・申請窓口に変更はありません。

**被保険者証などの変更**

保険者の変更に伴い、県名を記載するなどの被保険者証の変更を10月1日に行います。

**住所異動と保険資格**

転居した場合でも同一県内であれば保険資格は継続します。

※転居先の市町村で、新たな被保険者証が交付されます。

**高額療養費の多数回該当の県単位の通算**

同一県内の転居で、転居前と同一世帯と認められる場合には、4月以降の高額療養費の多数回該当<sup>(※)</sup>の数は引き継がれます。

(※)過去12カ月以内で高額療養費の対象となった月数が4回以上あった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度

**3人乗り自転車・チャイルドシートなどの  
購入費用を助成します**



市では、子育て世帯が安心して外出できるよう、3人乗り自転車やチャイルドシートなどの購入費用の一部を助成しています。

**補助金の種類**

種類	対象経費 ※平成30年4月1日～平成31年3月29日に購入した新品に限る	補助額
自転車等購入補助金	BAAマークと幼児2人同乗基準適合車マークのある3人乗り自転車の購入費（1世帯につき1台まで）	購入費の1/2 （1世帯につき上限5万円）
	3人乗り自転車と同時に購入したSGマークのある幼児用座席と幼児用ヘルメットの購入費（1世帯につき各2個まで）	
チャイルドシート等購入補助金	新安全基準「ECE/R44」に適合するチャイルドシート・ベビーシート・ジュニアシートの購入費（1世帯につき対象のお子さんの数まで）	購入費の1/2 （1台につき上限1万円）

**対象者** 次の全てに該当する方

- ▷購入日から引き続き市内に住所を有する方
- ※住民登録をせず一時的に土岐市に居住する「里帰り出産」など、申請後に土岐市で育児をしていく見込みがない方は対象になりません。
- ▷申請日に6歳未満（出産予定を含む）のお子さん（自転車等購入補助金は2人以上）を持つ方
- ▷市税および保育料を滞納していない方

**申込方法** 申請書（子育て支援課で配布または市ホームページからダウンロード）に必要書類を添えて、平成31年3月29日までに同課へ提出してください。

**その他** 商品券や各種ポイント、各種プリペイドカードなどを利用して購入した場合は、補助の対象外となります。また、同じお子さんを対象とした同じ種類の補助は、受けられません。詳しくは、市ホームページ トップページ≫子育て・教育≫子育て支援をご覧ください。

問 子育て支援課（内線161）